

檢定申請本

K120.1
46
6

K120.1

46

6

井上哲次郎校閲
赤沼金三郎編纂

尋常小學國民修身之篇

版權所有

勅 話

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就レ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉レ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

井上哲次郎校閲
赤沼金三郎編纂

尋常國民修身篇

版權所有

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツ
ルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一
ニシテ教養ノ教育ノ體を厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシ
テ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ
友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ
進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶

翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラ
ス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱
ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施
シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一一
センコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

尋常小學國民修身篇卷五

井上哲次郎 校閱

赤沼金三郎 編纂

一課

人 は 貴きと賤きとによらず、
本を思ひ、恩に報ゆること
肝要なり。其國に生れ、其

君に養はれながら、其國體をわきまへざるもののは禽獸にひとしかるべし。

我國は神聖の國にして、上古、天祖、天孫、國を開き、統と垂れたまひしよりこのかた、聖子、神孫、天津日嗣と受けつがせたまひ、寶祚の隆なる、天壤とともに

にきはまりなし。

世界に萬國あり、萬國に各君ありて、其國を治むることなれども、天地はドまりしより以來、一姓綿々として、皇統かはらせたまはず、萬民に照臨ましますは、萬國の中、たゞ我國あるのみ。

天祖 天孫 の 明徳 は、 太陽 に
ひとしくして、 我國 を 擘めて、
無窮 に 垂れたまひ、 臣民 は、
忠實 勇武 にして、 國 を 愛し、
公 に 殉ひ、 以て 此 萬國無比
の 國體 を なせり。

我國 の 國體 の、 此 の 如く 尊き
ことと、 君臣 力 を あはせて、

その 美 を なし、 こととを
思へば、 子孫 臣民たるもの、 いかで
か、 忠愛 の 心 を 起し、 この
國體 を 萬世 に 傳へん こと
を 勉めざる べき。

第二課

皇恩

我國 の 人民 は、 よく 人倫 の

道と知り、衣食に乏しからざることは、皆天祖の恩賜にして、萬民永く飢寒の患と免れ、天下久しく泰平の澤に浴することは、ひとへに皇恩なり。

其國に居り、其穀を食ひ、其政教を奉するものは、皆

君の徳をいたゞくことなるが、我國は、世々の天皇、あつく仁恵をしきたまひ、君臣の契、ことにふかきことなれば、かりそめにも、皇恩をば忘るまどきことなり。

天皇は、國の元首にましまして、我國を治めたまひ、又海陸軍

の大元帥にましまして、軍人を統べたまへり。されば、日々、大御心を勞させたまふこといかばかりぞや、臣民たるもの、あに勉勵して皇恩に報ひ奉らざるべけんや。

今上天皇陛下は、明治十五年、軍人に勅諭を下したまひ、同

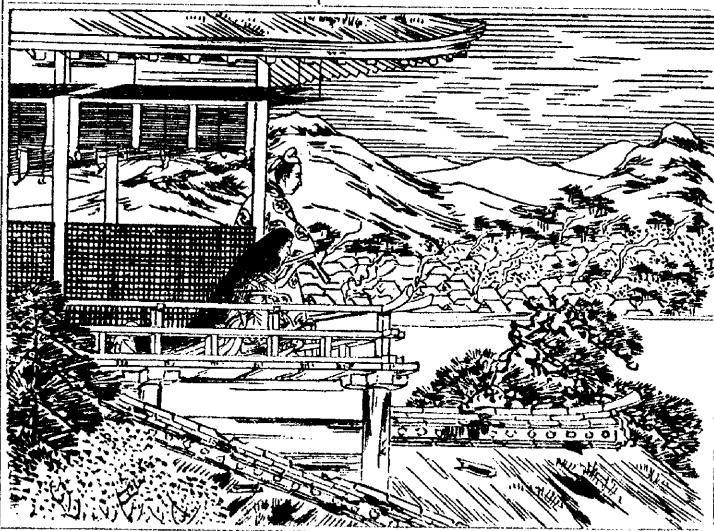
二十三年、教育の勅語を下したまへり。我國の臣民は、勅語を服膺すべきこと、もとより言ふとまたす。又よく勅諭の旨を遵奉して、いさゝかもたがふまづきことなり。

第三課

仁德天皇の御仁徳

仁德天皇御位

に即せられし
後、一日、高臺に
登りて、炊烟の
まれなると望
みたまひて、民
の貧しきこと
を知りたまひ、



三年が間の年貢をゆるし
たまへり。

かくて。御殿こほれて、雨もり。

風とはせども、あへて改め造ら
れず、御衣もやぶれざれば、あへて
かへたまはざりき。

三年の後、ふたゝびながめたまへ
ば家ごとに煙こめたるを

御覽ドテ、喜びたまひて、「朕富めり。」

とのたまふを皇后きいたまひて、

「御殿やぶれ、風雨をなにさへ

へぬものぞ、いかでかは。」と

とひたまへば、天皇のたまふやう、

「君は、民の父母なれば、民

の富めるは、君の富める

なり。民みな、貧しからまし

かば、

朕ひとり、いかでか富まんや。

とて、なほ三年が間の課役

とのぞかれたまひて、始めて、御殿

と造らせたまひしかば、民よろ

こびいさみて、子の如くつゞひ

來り、日ならすして成りぬ。

これより、世の中ゆたかにて、

雨風時にしたがひ、煙乏しき

民のかまどなく、御世を
たもたせたまふこと、八十七年に
及びけり。

世々の天皇の徳と樹て、
惠を施したまふこと、みな
かくありければ、民の君を
思ふこと、赤子の父母を
したふがごとく、よく忠節と

つくし、上下心を一にして、
皇運、いやさかねにさかねけり。

第四課

忠節

凡の世界の人民は、誰かは國
に報い忠と盡すの心
なかるべき、況して我國の
人は、開闢以來、國恩と

受け、皇恩に浴したること

なれば、この心なきものは、

一人とてもあらざるべし。

君に事ふるには能く其身を致すといふことあり、これ其身と君に獻て、我がものとせざるといふ。されば

我が身は君へ差上げたる

身なりと心得、其身を大切になすべし。

君に事ふる要道は、身を脩め、徳を立つるに始まり、君の爲めに力を盡し、功と成すに終る。其身すら脩むること能はずして、いかでか其君に忠節を盡すこと

を 得 べき。

臣たる もの は、吾身、吾家と
忘れて、君 の 爲め、國 の 爲め
のみと 思ひ、君 の 美事とば
うけ順ひ、君 の 過とば いさめ
とじめ、危難に 臨みては、命
と すてゝ、國家と ふせぎまもる
べし、これと 忠節と いふ

なり。

第五課

和氣 清麻呂 の 忠節

昔、孝謙 天皇 の 御時に、僧
道鏡といふものあり、重く
用ゐられて、威權 極めて 強かりけ
れば、ある人道鏡にへつらひて、
宇佐 八幡宮 の 神教を ためて、

「道鏡をして帝位につかしめば、天下泰平ならん。」と奏しけり。

是に於て、天皇親ら和氣清麻呂に命トテ、宇佐にいたり神教を受けしめられけるが、出立のとき、道鏡は剣をにぎり、清麻呂とにらみて曰く、「汝

よく神教をうけて、我が欲するところの如くなれば、汝と太政大臣となさんもし我が言に違はず重き刑



に 行はん。と いひて おぞしけり。

清麻呂 は、天性 正直 にして、忠臣
なりければ、少し も この 言 に
怖れず、還りて 神教 を 奏して
曰く、「我國 は、開闢 以來、君臣 の
分 定まれり、天津日嗣 は、必ず
皇胤 と 立つ べし、無道 の
ものは 早く これ を 除け。」と

ありし 由 を 奏したり。

道鏡、これ を 聞きて、大 に 怒り、

清麻呂 の 官 を 解きて、名 を

穢麻呂 と 改めて、大隅 に 流し、

遂 にて 殺さしめん と はかり

ける が、雷 雨 俄 に 起りて、
免るゝ こと 得たり。

その 後 光仁 天皇 御位 に 即か

せたまふに及びて、道鏡とば下野に流し、清麻呂とば召還して、本官に復し、進みて從三位に至り、後正一位と贈り官幣社に列せられ、その名は、永く忠臣の鑑とはなりけり。

第六課

父母の恩

凡世間にある人は、貴賤の別ちなく、父母より生れざるはなし。されば父母は、吾身の出來し本なれば、本とば忘るまどきことなり。

幼きときは、父母ともになきそだて、辛苦といとひたまはず、少し病あれば、晝夜なでさすりて、

医をもとめ、自身もかはりたき
はきに思ひたまふ。

其子稍長すれば、學校に入れて、
學問とさせ、智と啓き、身
と修めて、よき人となり、
立身出世して、世間にもほめら
れかしと、行末の榮とこひ
ねがひたまふ。

又、世に立ち、友に交ると
見ては、或は不慮の災にも
あひ、悪しき友にもひかれん
かと思ひ、未だあらぬ先の
事までも心配して、子のため
にはかりたまふ。子たるもの、
いかでか此高恩と忘る
べき。

第七課

慈母の恩極りなき話
昔、ある國に一人の母ありけり。一日、幼き子をつれて、遠方にゆきけるが、そのかへりに、山路にかかりしとき、あらしあおり、雪ふりいたして、日もくれなんとするに、雪は、

ます／＼はげしくなりて、けぶりの如く面をうち、あとさきもみわがぬほそになりければ、あはれむべし、二人は、つひに、雪路にふみまよひけり。

母は、我が子とともに、聲のかぎりさけびしかども、答ふるもののは、山びこよりほか

あらざりき。母は、我が子を

いたきしまゝ、路傍に倒れ、

ふさきの中にうづまりぬ。

かくて、二三日とへて、雪の

消えぬるのち、旅人、この道を

通ひしに、母子二人は、たがひ

にいたきあひて、雪の中には

凍え死しけるが、母は衣を

ぬぎて、娘をあたゝめけるにや、
自身は、はげしき雪の中には、
素肌にて、あへなき最後を

とげ居りしとぞ。

第八課

孝養

父母に孝養を盡すに、體を
養ふと、志を養ふとの別

あり。いかに美味とすゝめたりとて、父母の心をやすめざれば、眞の孝養とはいひがたし。

父母は常に其子の病あらんかとばかり心配して、其健康をいのり居ることなれば、十分に養生して、身體

を傷めねやうに心がくるは、孝の始なり。

學問を勉め、品行を正しくして、君に忠と盡し、國に功を立て、立身出世して、名を世間に知られ、父母の名までも顯すは、孝の終なり。
先づ吾身を修めて、父母の心

と 安ド、父母に過あるとき
は、顏色とやはらげて、いさめと
いむるは、眞の孝子の心
なり。

父母と諫めて、きげんとそこなひ
なば、よき時分と見はからひて、
重ねて諫むべし。いさめずして、
不義に陥りなば、かへりて不孝

なり。

第九課

平重盛の父と諫めし話
平重盛は、平清盛の長子なり。
清盛手荒くして、道に違へること多かりしが、重盛よく
諫止めて、不義の行なからしめたり。

時に藤原成親といふ人

ありて、黨と結びて、平家と
亡さんと謀りしが、謀あらは
れてめしとられけり。この事
法皇にかゝはりければ、清盛怒
なほやますして、法皇と鳥羽殿
に押しこめ奉らんと思ひたり。
重盛は、これと聞きて、急に

清盛の許へ
行きて、涙を
流して諫めけ
るは、「臣
として君と
とかすこと
道にあらず、
況して御身



は、位人臣と極め、餘澤一族にあまねし、我等の、今日、大將にいたることは、莫大なる朝恩なり、この朝恩を忘れて、いかでかよかるべき。成親既に誅せられたれば、君のためには、忠義と盡し、民の爲めには、仁愛と施すべし。若し

必ず事を起したまはゞ、只今重盛の首とめざるべし」と衣の袖としほりつゝ、なくく諫め申されけり。

清盛は、この諫めによりて、終に大逆の企と止め、不忠の臣となりて誅戮せらるゝことと免れたり。されば、重盛の諫

は、父と大逆の罪より
救ひたれば、其身は早く失せ
けれども、永く忠孝の譽を
のこしけり。

第十課

敬老

人は、禮儀と守り、長者とば

敬ひ尊びて、長幼の序と亂る
べからず。少しの材能あり
とて、長者と侮り輕しむるは、
かへりて其人の無學を
あらはすものなり。

子弟たるもののは、己が父と
同ト年ごろの長者には、父
として事へ、兄と同ト年ごろ

の もの には、兄 として 事へ、
道 を 行く にも 後れて 行く
べし。

老人 とば、他人たり とも、いたはる
べき こと なり。然る に、小兒
等、老人 を 見て は、いやしみわ
らふ もの 多し、誰 も 老いぬれば、
皆 あさまつき かたち に なる

ものなれば、我等 も 後 に は、
かく なる こと を 思ひて、決して
老人 を 慄る べからず。

祖父 祖母 は、親 の 父母 にして、
伯父 伯母 は、親 の 兄弟 なれば、
こと に ふかく 尊敬して、おろそ
か に なすべからず。

張良の老人と敬せし話

張良の少かりしとき、ある日、橋のほとりに立ちけるが、たまく、一老翁來りて、其靴を落し、いと横柄に、それと取れといひけり。

張良は、その無禮を怒りて、この翁とうたんとせしが、

その老人なりしがため、強ひて忍びて、履をとり来れば、翁は、禮とも陳べず、足にてこれとうけいり。

かくて、翁は、そこと立ち去りしが、再びかへり来て、張良に「五日後の曉に、こゝに來れ」といひけり。

張良は、その日、そこにに行けば、翁先づありて、張良をせめて、「老人」と約して、後れしは何ぞ、さらには、五日と経て、こゝに來れ」といふ。

五日の後、張良は、鶴の鳴くころ、そこに行けば、翁先づありて、せむることはトメの

如し。

二度後れしことなれば、張良は、夜半よりおきて、そこに行けば、しばし経て、翁來り、「まさにかくぞあるべき」といひて、一巻の書を興へて、いづこともなく立去りけり。

張良は、此書を讀みて、智謀

とたくはへ、その後漢の高祖とたすけて、天下の亂をさなめ、漢の三傑の一人とかぞへられけり。

第十二課

同胞の愛

兄弟は、形分れて、兄となり、弟となると雖も、其源と

尋ねれば、同ト父母より生れ、同ト家にて育てられたるものなれば、互に相愛すること自然の情なり、これと同胞の愛といふ。

幼き時は、兄弟ともに、父母の懷にいたかれ、父母引きつれてあるきたまへば、兄弟は、左右の

手に取りつき、物を食ふにも、同ト膳にて食ひ、衣裳を着るにも、同ト衣裳を着、學校や遊びなどにも、つれ立ちて行くこと多く、常に、一體の如く親しきものなり。

兄弟は、幼き時、かく親しきものなるに、少し長すれば、

或は、家の世繼と争ひ、或は、父母の遺産と争ひて、互に、仲を悪くする事あり。これ皆己の私より出づるものなれば、深く戒めて、永く相親むべきことなり。

第十三課

兄弟の二王互に位を

譲り給ひし 話

昔、履仲 天皇 の 孫 に、億計、弘計
と いへる 二王 ありけり。二王
少かりし 時、故 ありて、難 を
さけて、播磨 に のがれ、ある 人
の 家僮 と なりたまひけり。
一日、播磨 の 國司、其 家 に
宿りける 時、弘計 王 は、其 兄

にはかりて、歌
を作りて、其
身 の、皇孫 なる
こと を 述べ、
酒宴 の とき、
起ちて 舞ひ給ひ
ければ、國司、大
に 驚きて、都



と 奏しける に、 天皇、 大 に
喜びたまひて、 直 に 二王 を
宮中 に 迎入れて、 億計 王 を
皇太子 に 立てたまへり。

天皇 崩ドたまふ に 及びて、 億計
王、 位 を 弘計 王 に 讓りたま
ひしか き、 王、 固く 辭して 受け

給はず、 數年 の 間 位 に 即
かざりし ガ、 億計 王、 更 に、「我
の、 今日 ある は、 皆 弟 の 功
なれば、 功 ある もの 宜しく
帝位 に 即き給ふ べし。」と 誠意
を 以て 譲り給ひしかば、 弘計 王、
やむ こと 得ずして、 遂 に
帝位 に 即き給ひけり。

世の財産を争ひて、兄弟相和せざるものは、二王の帝位を譲り給ひしにくらべて、豈に心に愧ぢざらんや。

第十四課

朋友の道は、心を盡して相交り、互に文武を勵み、善

と責め、仁と輔くるにあり。學と修め、業と習ふにも、世に處し、事を行ふにも、良友の助によらざるはなし。されば西諺に、「朋友は、第二の我」といへり。

一たび其人の善と知りて、交を結びなば、深く相信して、

何事も疑ふことなく、艱難に遭ふときは、力を惜まず互に相扶くべし、これと眞の朋友といふなり。

第十五回

羽柴秀吉の朋友と
信ぜし話

昔織田信長の臣に荒木

村重といふものありけるが、信長、讒言を信して、村重を殺さんとせしかば、村重と怖れて叛きたり。



秀吉、もとより村重と親しか
りしかば、單身、村重の籠れる
城に至りて、百方これを
諫めたれども、村重終に聽かざ
りき。

この時、村重の臣秀吉を
殺して、信長の助を絶たん
ことと村重に勧めたりしに、

村重聽かずして曰く、「秀吉は、
余と親しき間柄なる故に、
來諫めたるに、これと殺さん
ことは、誠に禽獸に劣れる
振舞ならずや。」といひて、丁寧
にあしらひて、秀吉の歸る
とき、玄關まで送りしとぞ。

朋友の交は、此二人の如く、

互に相信してこそ、始めて眞の朋友といふべけれ。

第十 六 課

愛國

生徒の、其學校を愛するが如く、國民の、其國を愛せざるものなし。これ人の自然の情にして、いづれの

國民も、この心なきものはあらド。

この心強き國民は、其國榮れ、この心弱き國民は、其國衰ふる。こと、學校の生徒、學校と愛すれば、其學校盛大になり、しからざれば、其學校衰ふるに異なることなし。

學校を愛するものはは、學校の爲めにはたらきて、苦勞を厭はず、學校を護り、學校の譽と擧ぐると同様く、國を愛するものは、國の爲めに力を盡して、國を護り、國の譽と擧げんことを勉むるものなり。

我が國は世界にならひなき國體となし、萬國に類なき歴史と有することなれば、我が國の人民の國を愛することも亦世界萬國にたぐひなし。

第十七課

我が祖先の愛國心

後宇多 天皇 の 御世、支那 北方
の 蒙古、強大 と なり、宋 を
亡ほして、國 を 元 と 號し、
我が 國 とも併せん と はかり、
使 を 送りて 和親 を 求め、
我が 國 の 様子 を 窺ひけり。
この 時、北條 時宗、鎌倉 の 執權
たりし が、其 書辭 の 無禮 を

怒り、使 を しりぞけて、書 を
受けず、遂 には 其 使 をも
斬りて、我が 決心 を 示しけり。
弘安 四年 に 至りて、元 の 兵
十萬餘人、大船 に 乗りて、我が 國
に 攻來りしかば、海面 は、船 と
旗 と に 掩はれたり。

時宗、將士 を 鎮西 に 遣して

拒戰はしめ、龜山

上皇は、伊勢太

廟に、身と

以て國難に

代らんことと

祈りたまへり。

一日、賊退きて、

鷹島を保ちし



に、この夜、大風吹起りて、賊艦
を覆し、我が兵これに乘じて
襲撃せしかば、賊兵、皆溺死して、
十萬人の賊兵中、生きて還りし
もの、僅に三名のみなりき。
これより、我が國威四方に
かゞやきて、再び我が國に
手向ひするものあらざりけり。

これ 皆、 我が 祖先 の、 愛國心
強かりし 餘慶 に あらざる は
なし。 後世 子孫たるもの、 いかで
か、 この 心 を 繼ぎて、 我が 國
の 富強 を 圖らざる べき。

第十八課

我が 天皇 の 治めしる、

我が 日 の 本 は、 萬世 も、
八百 萬世 も、 動かね ぞ。
神 の 御世 より、 神ながら、
治めたまへば とことは に、
動かぬ 御世 とかはらぬ ぞ。
四方 に 輝く みひかり は、
月日 の 如く 照す なり、
かゝる めでたき 我が 國 ぞ、

やよ 國民 よ、朝夕 に、

きみ が 恵 に 報はん と、

心 と あはせ ひたぶる に、
盡せ よや 人 力 とも、
あはせてつくせ、人々 よ。

小尋常國民修身篇卷五終

明治廿六年三月二十一日印刷
明治廿六年三月廿三日出版

著者

赤沼金三郎
東京市本郷區元町二丁目五十番地寄留

上

梅井

三吉

下

大坂市神田區錦町三丁目一一番地

上

原

七

東京市下谷區二長町三丁目十一番地

上

弘

太郎

東京市東區備後町四丁目十二番地

上

井

七

東京市神田區表神保町三丁目十五番地

上

清

藏

東京市神田區錦町三丁目廿五番地

上

宣

三郎

熊田活版所

版權

所有

同 同 同 同

發行者

印刷所

熊田活版所
東京市神田區錦町三丁目廿五番地

